

試奏室使用内規

(平成3年2月28日)

第1条 この内規は、京都市立芸術大学附属図書館利用規程第16条の規定に基づいて、試奏室及び試奏室備付けのピアノ（以下「試奏室等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

第2条 附属図書館所蔵の楽譜を試奏する時に限り、試奏室等を使用することができる。

第3条 試奏室等を使用することができる者は、京都市立芸術大学附属図書館利用規程第5条に定める者とする。

第4条 使用できる時間は、図書館が平常開館されている日の月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までとする。ただし、必要に応じて臨時に変更することがある。

第5条 試奏室等で試奏できる楽譜は、1回5冊以内とする。ただし、長時間にわたる試奏の場合、使用を打ち切ることがある。

第6条 試奏室等を使用したい時には、所定の試奏室使用申込書（別記様式）に記入のうえ許可を得なければならない。

附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

別記様式

試奏室使用申込書

年 月 日

(あて先)京都市立芸術大学附属図書館長

氏名	
所属	美術学部 音楽学部 _____ 回生 大学院 (美術・音楽) 教職員

試奏室の使用許可をお願いいたします。

入室時間 時 分

試奏する楽譜			返却印
請求番号	作曲者	曲名	